

該当するもの以外は二重線で消してください。

水銀排出施設設置(使用、変更)届出書

平成30年4月15日

北九州市長  
○○○○様

提出日

〒803-8501

北九州市小倉北区城内1番1号

届出者 株式会社 環境監視

代表取締役 大気 守郎

電話番号 093-582-0000

該当するもの以外は二重線で消してください。

大気汚染防止法第18条の23第1項(第18条の24第1項、第18条の25第1項)の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	株式会社環境監視 北九州工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	北九州市小倉北区 城内1番1号	※受理年月日	年 月 日
水銀排出施設の種別	8 廃棄物焼却炉	※施設番号	
水銀排出施設の構造	別紙1のとおり。		
水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
水銀等の処理の方法	別紙3のとおり。		
参 考 事 項			

①廃棄物を受け入れていても、セメント製造を主たる目的としている場合は、「7 セメント製造用焼成炉」と記入。

②ペレット焼成炉であっても、廃棄物処理法の許可を有して廃棄物処理を行なっている場合は、水銀排出施設「8 廃棄物焼却炉」に該当。

【ばい煙発生施設の届出と一致しないケース】

- 備考
- 1 水銀排出施設の種類の欄には、「大気汚染防止法第18条の23第1項(第18条の24第1項、第18条の25第1項)別表第3の3に掲げる項番号及び品名」という。)別表第3の3に掲げる項番号及び品名を記載すること。
  - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前の届出書と変更後の届出書とを対照させること。
  - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表紙、別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 5 施行規則様式第2による受理書の写しを添付する場合は、都道府県知事又は市長が別紙1～3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1～3の全部又は一部を省略することができる。

水銀排出施設の構造

工場又は事業場における施設番号		1号炉	
名称及び型式		〇〇〇(株)製 ストーカー式焼却炉 ABC-□□□型	
設置年月日		平成〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日 使用届出の場合は、 設置年月日の欄のみ 記入。 年 月 日
着手予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
規模	伝熱面積 (m <sup>2</sup> )		廃棄物焼却炉の場合は、 「火格子面積」又は「焼却 能力」のいずれかを記載。
	燃料の燃焼能力 (重油換算 l / h)		
	原料の処理能力 (t / h)		
	火格子面積又は羽口面断面積 (m <sup>2</sup> )	2m <sup>2</sup>	
	変圧器の定格容量 (kVA)		
	焼却能力 (kg / h)	200 kg / h	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目について記載すること。
- 3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、施行規則様式第2による受理書の写しを添付する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

水銀排出施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		1号炉				
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	0時～24時 24時間/回 1回/日 31日/月		<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の維持管理の観点から、水銀含有量の測定を実施していただくことが望ましい。</li> <li>測定が困難な理由などがある場合は、文献等の代表値、平均値を記載。</li> <li>なお、梱包された状態での処理が求められる感染性廃棄物については、測定不要。</li> </ul>		
	季節変動	通年				
原材料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る。)	種類	廃プラ、廃油				
	使用割合	廃プラ：廃油 = 6：4				
	原材料中の水銀等含有割合	廃プラ：0.2mg/kg 廃油：0.01mg/kg				
	1日の使用量	100t/day				
燃料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る。)	種類					
	燃料中の水銀等含有割合					
	通常の使用量					
	混焼割合					
排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)		湿り	最大 44,000	通常 38,000	最大	通常
		乾き	最大 35,000	通常 29,000	最大	通常
排出ガス中の酸素濃度 (%)		11.5%				
水銀濃度 (μg/Nm <sup>3</sup> )	全水銀	1.6μg/Nm <sup>3</sup>		<ul style="list-style-type: none"> <li>乾きガス中の濃度 (平常時の平均的な濃度)</li> <li>水銀等の処理施設がある場合は、処理後の濃度</li> <li>使用届出の時点で、水銀濃度を未把握の場合は、把握次第、変更届を提出する必要があります。</li> </ul>		
	ガス状水銀	1.5μg/Nm <sup>3</sup>				
	粒子状水銀	0.1μg/Nm <sup>3</sup>				
参考事項						

- 備考 1 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。
- 2 水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
- 3 参考事項の欄には、水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての一工程の排出量の変動の状況、水銀等の排出のために採っている方法等を記載すること。

水銀等の処理の方法

水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号		処理施設 1			
処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号		1号炉		他には、 電気集じん機、スクラバー など	
水銀等の処理施設の種類、名称及び型式		バグフィルター DEF-△△△型			
設置年月日		平成〇〇年〇〇月〇〇日		年 月 日	
着手予定年月日		年 月 日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日		年 月 日	
処理能力	排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)	湿り	最大 44,000 通常 38,000	最大 通常	
		乾き	最大 35,000 通常 29,000	最大 通常	
	排出ガス温度 (°C)	処理前	160°C		
		処理後	150°C		
	排出ガス中の酸素濃度 (%)		11.5%		
	水銀濃度 (µg/Nm <sup>3</sup> )	全水銀	処理前	16µg / Nm <sup>3</sup>	【処理前】 ・施設の維持管理の観点から、水銀濃度の測定を実施していただくことが望ましい。 ・施設の構造上の理由などにより測定が不可能な場合は、設計値等を記載。 【処理後】 ・使用届出の時点で、水銀濃度を未把握の場合は、把握次第、変更届を提出する必要があります。
			処理後	1.6µg / Nm <sup>3</sup>	
		ガス状水銀	処理前	15µg / Nm <sup>3</sup>	
			処理後	1.5µg / Nm <sup>3</sup>	
		粒子状水銀	処理前	1.0µg / Nm <sup>3</sup>	
処理後			0.1µg / Nm <sup>3</sup>		
捕集効率 (%)	全水銀	90%			
	ガス状水銀	90%			
	粒子状水銀	90%			
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	0時～24時 24時間/回 1回/日 31日/月		時～ 時 時間/回 回/日 日/月	
	季節変動	通年			

- 備考 1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設（集じん機等）について、記載すること。
- 2 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 3 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 4 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。ただし、施行規則様式第2による受理証の写しを添付する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が当該構造図及び概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該構造図及び概要図の添付を省略することができる。